

第十三回 参議院内閣委員会會議録 第二十五号

昭和二十七年五月十九日(月曜日)午前十一時二十七分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
委員 中川 幸平君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
赤松 常子君
上條 愛一君
松原 一彦君

國務大臣

- 運輸大臣 村上 義一君
内閣官房長官 保利 茂君
總理府恩給局長 三橋 則雄君
法制意見長官 佐藤 達夫君
農林政務次官 野原 正勝君
事務局側 杉田 友作君
常任委員会専門員 藤田 友作君
常任委員会専門員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件

- 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)
○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○連合委員会開会の件

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案を議題といたします。前回に引続きまして質疑を願います。

第一部 内閣委員会會議録第二十五号 昭和二十七年五月十九日

○竹下豊次君 先日連合委員会におきまして、旧軍人軍属の恩給の問題はつきまして、いろいろ感想も述べられ、又希望も述べられ、政府のお考えにつきましても質問が出たのであります。私も同席いたしましたのでよく拜聴しておつたのであります。同じようなことをここで繰返して言うことは必要でないと思ひますが、かいつまんで申し上げますと、質問なり、或いは述べられた意見なり、希望なりというようなことにつきましまして、私も殆んど同様な感じを持つておつたわけでありまして、それだけを先に申上げておきます。本日は、この問題につきまして、そういう感情の問題というよりは先ず大體法にいたしまして、法律的の解釈につきましまして疑問がございますので、その点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。一番初めにお伺いいたしますのは、昭和二十二年勅令第一号の五條によりましますと、ちよつと簡單でありますから読み上げてみますが、第五條「公私の恩給、年金その他の手当又は利益を現に受ける者又は受ける資格のある者が、覺書該当事者として退職し又はその職を失つたときは、その者はその覺書該当事者としての指定を受けた時からその権利又は資格を失ふ。」と書いてあります。その権利又は資格を失ふ。と書いてあります。その権利又は資格を失ふ。と書いてあります。その権利又は資格を失ふ。と書いてあります。

軍人、内閣總理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者(以下軍人軍属ト称ス)又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ。一、恩給ハ之ヲ給セズ。二、こう書いてあります。そこで先に読み上げました五條には「その権利又は資格を失ふ。」という言葉を、あとで読み上げました第一條には「恩給ハ之ヲ給セズ」という言葉を、両方に使い分けがしてあるのを見られます。これは何か性質の違つたものか、或いは同じことであるけれども、文句がただ違つてゐるだけだということでありましようか、その点をお伺いしたいと思ひます。○政府委員(保利茂君) その点はまあむづかしい法律問題のようでございますから、恩給局長が見えておられますから、恩給局長から御説明をお聞き頂きたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 今竹下委員から御質問のありました最初の問題は、これは人を中心として法文を言ひてゐるのでございます。それから後段に述べられましたことは、恩給を中心として規定が作られたものであります。従ひまして、人を中心として法文を書きました関係上、前段に申上げましたような場合におきましては、後段のような書き方はできませんし、又後段の場合には恩給を中心として書いておられますために、人を中心として書いたことと前段のような書き方もできなかつたのであります。なお、私今司令部からのその当時日本政府に榮せられたデイレクテイブをいかに持つて来ておられませんか、確かにその最初に仰せられましたその規定は、總司令部からのデイレクテイブは恩給を受けるとはなかつたかと思つてゐるのであります。總司令部のデイレクテイブの趣旨を忠実に現わし、而も人を中心として書いたがために、昭和二十一年勅令第六十八号の恩給法の特例とは書き方が違つてゐるのございまして、内容につきましましては少しも変わらないわけでございます。こういうふうに御承知を願ひたいと思ひます。

○竹下豊次君 両方は文句は違つてゐるけれども、實質的に内容は変わらないという御説明であつたと承りました。そういういたしますと、両方の場合におきまして、恩給は停止されてゐたのでありましようか、或いはもうその勅令によつて消滅したのでありましようか、その点を伺ひたいと思ひます。○政府委員(保利茂君) 私はまあ法律上の解釈は恩給局長がお述べになりました通りで、取扱ひとして心得ておりますのは、このデイレクテイブによる措置によりまして、既発の恩給証書といふものが一応無効になつてゐる。そしてそれに基づき恩給が支給されてない、こういう措置をとられておられますから、従つて新たに支給せんとすれば、新たな支給上必要な措置をとらなければならぬところ、こういうふうに取り扱は心得てゐるわけでございます。○竹下豊次君 そうすると一応停止されておつたという言葉は、これは法律的に解釈するといふと、一応効力を失つておつたといふふうなお言葉でありました。一応効力を失つておつたといふのは、もう消滅したのか、或いは停止されてゐるのか。○政府委員(保利茂君) 恩給局長から御説明申上げます。○政府委員(三橋則雄君) お尋ねの趣旨につきまして、御説明申上げます。先ず法文の書き方から御説明申上げましたほうがおわかりやうかと思ひますが、恩給法の本文の例えは普通恩給について申上げますといふと、恩給法の第六十條に「文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス」といふふうに書いてあります。「給ス」といふ言葉を使つておられますが、これは文官が十七年以上で退職した場合においては、普通恩給を受ける権利を興えるということをはつきり明示してゐるのであります。権利を興える場合におきましては、恩給法は「給ス」といふ言葉を使つておられます。そこでその「給ス」といふ言葉を使つておられます。その「給ス」といふ言葉は、第一條には「恩給ハ之ヲ給セズ」と書いてあります。一として「普通恩給」といふものを挙げてゐるのです。恩給法の本文におきましては、今文官の場合を挙げましたが、軍人につきましては

やはり文官と同じような普通恩給の規定がござります。この軍人に対しては、恩給法の規定のなかにおいて普通恩給を給するということをはつきり書いてあつたにかかわらず、特例におきましては「給せず」と書いてあるものであります。従ひまして、私はこの特例のある限りにおいては、恩給法に認められておつた恩給権というものは否認されている、こういうふうに考えております。

○竹下重次君 そろししますと、次に起ります問題は、結局六十八号によりまして、軍人、軍属に関する限りはもろ恩給証書というものは破つて捨ててしまつたものと同一ことになつてゐるんですね。もう根も葉もその種子もなくなつたのだということに考えていいわけですか。

○政府委員(三橋則雄君) 差支えございません。

○竹下重次君 そろししますと、次に起る問題は、それならば更に一年、この六十八号の効力を延ばして行くという法律を作らなくとも、もう軍人、軍属の恩給が復活する……言換えれば、政府がそれだけの元の恩給を支拂わなければならぬ義務というものが無いという結論になつて行くわけじゃないかと思ひますが、ここにこの案を一年延ばすという法案を作つてお出しになつて、一年間六十八号を延して効力を保つて、というお考えの裏には、やはり根も葉も種子もなくなつたんじゃないのだから、それが又くつと頭を上げて来ることになつてや困る。政府の財政の都合等もあるけれども、まあ気の毒だけれどもというふうなふうにお考えになつた筋がありやしないかと、言換え

て申上げますれば、葉も根も種子もなくなつたならば、これを延すという法律は不必要じゃないかとする疑問が起るわけでありまして、その点どうなんですか。

○政府委員(三橋則雄君) 一応御尤もだと思つておりますが、今の御質問は、御解釈をおとりになる場合におきましては、法律の條文としましては、この恩給法の中から全然抹消してしまふような取扱をするに成ると思ひます。これが重要な点です。今の軍人恩給につきましては、そういう措置をとらないで、恩給法の規定におきましては、従来通り軍人には恩給が給されるという規定がそのままにあることを前提といたしまして、そうして特例を別につけて、その特例によつて即ち昭和二十一年の二月一日から給しないという措置をして来たのであります。従つてこの特例の規定がなくなれば、恩給法本来の規定だけが動く、即ち恩給法の本来の規定と言ひますと、恩給法に給するといふふうになりまして、先ほど文官の例をとつて申上げましたら、文官が十七年以上在職して退職した場合に普通恩給を給すると言ひました、軍人につきましてもそれに類する規定があつたのでござります。特例の規定がなくなると、恩給法に規定してある通りそういう取扱をするといふことになつてゐるのではないかと、こういうふうにお考えをしております。

○竹下重次君 只今の御解釈によりまして、結局この部分については停止されておつた、新たな法律がでない限り停止されておつた、こういうことを言わなければならぬということになるのではないかと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 停止という言葉をどういふふうに使つかうかというところで、言葉の使い方になるかとも思ひますが、若しも恩給権を與えておつて、そうしてただ金を支給することをやめておつた、こういうふうな意味におきましての今の御質問でござりますと、私たちが今までやつておることと全然取扱が違ふことになつてゐると思ひます。恩給法におきましては、先ほど普通恩給につきまして申上げましたように、普通恩給を給するといふ規定を置いておられます。そうしておいて今度は若年停止なんかのときの停止の規定を置いておる。この場合におきましては、恩給証書を本人に渡すのであります。軍人につきましても、若しもそういうふうにするべきでござりましたら、軍人全部について恩給証書を渡して、そうして、但し恩給証書を差上げますが、支拂だけはいたしませんといふ措置をとらなければならぬ、こういうことになりまして、先ほど官房長官から申上げましたごとく、總司令部から明示された或る種の恩給につきまして、全部昭和二十一年二月一日以後は恩給の支拂を止めるといふことと、それから又恩給の証書を無効にするといふことが命ぜられたのであります。そういうような措置をするためにこの特例を規定いたしましたのでござります。今申上げますように恩給権を與えておる、併した恩給の支拂を止めておる、こういうふうな考えではないのでござります。

○竹下重次君 そろししますと、この法律がなかつたならば、権利が復活して元通りに支給しなければならぬといふことになるんだという結論になりますか。

○政府委員(三橋則雄君) さようでござります。

○竹下重次君 その問題は私よく了解できませんけれども、そろししますと次に御尋ねいたしますが、文官に新たに何と申しますか、追放解除されたものが新たに支給されておる。そろししますと旧軍人についても、その恩給法特例審議會でどうきまるかはわかりませんが、きまつた場合においてはそれを又支給する。そろししてそれを復活ではなくして、いずれも新らしい式でやるということに了解していいことになりましようか。権利の源はあるわけございませう。

○政府委員(三橋則雄君) 権利の源はあるわけござります。

○竹下重次君 権利の源があるといふ、その権利といふものは恩給権であると思ひますが、それはもとよりそうだろうと思ひますが、その恩給権といふものは一種の私権である、要するにその私権を特別の理由なくして、つまり公共の關係とか、その他の特別の理由のない限りそれを支給しないとか、或いはそれを減額するとかいふような問題は、一應考えられないことではないかと思ひますが、その点憲法に關連してはどういうふうにお考えでござりますか。

○政府委員(三橋則雄君) 今の御質問は軍人恩給を復元します場合におきまして、その恩給の復元に當つては従来のままの姿において復元すべきではないか、それに対していろいろ制限を加えたような従来と違つた取扱をするといふことは憲法違反になる虞れはないか、こういうふうな御尋ねはないかと、

かと思つておりますが、この恩給法では法律の定めるところによつて恩給が給されることになつております。恩給法の第一條には、公務員はこの法律の定めるところによつて恩給を受ける権利を有するといふことが書いてありまして、第二條以下は恩給を公務員に支給する場合の色々と規定してあります。その恩給法の規定はそれは時と場合によりまして、時世の移り変りによつて變つて来るものだと私は思つております。軍人に対して給せられるところの恩給につきまして、それは移り変りがあつたのが当然だと思ひます。又文官につきましても、私は移り変りがあつたのが当然だと思つております。従ひまして、今度措置しますことも、又仮に軍人恩給が復元せられる場合におきまして、従来のままの姿において復元せられたといひましたとしても、私は法律によつて適当に処置せられる限りにおきましては、憲法上の問題は起らないのではないかと、このように考えております。

○竹下重次君 恩給額を殖やしたり減らしたりするといふことは國家の財政の都合もありましようし、或いは社會保障制度等との關連などもありまして、或るときには殖やし、或るときには又減らすといふようなことは考えられることだらうと思つておりますが、すでに私権としての恩給権を持つておるものをそれを殖やすといふ問題と、今後どういふような支給の額にするかといふ問題をきめるかといふことは、それはおのずから別だらうと思ひます。その後減らすか殖やすかといふ問題については今局長からお話の通りだと思つておりますが、すでに先ほどからの御

かと思つておりますが、この恩給法では法律の定めるところによつて恩給が給されることになつております。恩給法の第一條には、公務員はこの法律の定めるところによつて恩給を受ける権利を有するといふことが書いてありまして、第二條以下は恩給を公務員に支給する場合の色々と規定してあります。その恩給法の規定はそれは時と場合によりまして、時世の移り変りによつて變つて来るものだと私は思つております。軍人に対して給せられるところの恩給につきまして、それは移り変りがあつたのが当然だと思ひます。又文官につきましても、私は移り変りがあつたのが当然だと思つております。従ひまして、今度措置しますことも、又仮に軍人恩給が復元せられる場合におきまして、従来のままの姿において復元せられたといひましたとしても、私は法律によつて適当に処置せられる限りにおきましては、憲法上の問題は起らないのではないかと、このように考えております。

説明によると、権利の源は残つておるんだということであり、結局すでに與えられたものを取上げるのではないか、こういうことになるので、これが先の問題だけを考へるわけには行かないのじやないか、こういう疑問を持つてあります。

○政府委員(三橋則雄君) 今のお話の、恩給の金額云々のお話でございますが、私申し上げたのでございませうが、そのほかにおきましても、在職年数の取扱につきましても、これは私は時と場合によつて変へるというものは一向差支えないのではないかと、法律の定めるところによつて変へて行くことは私は考へておるのでございませう。勿論その場合におきましては、現に受けておる恩給の金額に對しまして、影響を與へないようには、必要なことだと思つておるかと、併し全然これを變へられないかという、私は私では考へておるのではないかと、このように思つておるのでございませう。

○竹下豐次君 それで結局問題は恩給の支給額その他の問題について従来のと變更するということは、二つの場合を考へることがあります。一つは将来の支給をどうするかという問題と、すでに支給の契約のあるものをどう取扱うかという問題です。今の御説明によりますと、両方を包含して適當にこれを變更して行くということは憲法違反ではないのだという御説明でありましたが、併しながら私は變更して差支えない場合もあり得ると思つて、それはどういふ場合かという、變更し

たほうが社会全体の公共性から考へて見てそれが適當である、だから今までたくさんもらつておつたものが幾ら減らされても、それは社会公共のために止むを得ない場合であるというように場合には、受給権者も我慢してもらわなければいけませんというように場合には、必ずしも私はそれは憲法違反だと思つておるが、そのうでない場合には、やはり憲法違反の問題が起る。で、伺いたいのは、若しそなたとすれば、現在公共性の立場で、どうしても恩給の額を従来通り拂えない、拂つたら公共性に非常に悪い影響を及ぼすから、これは拂えないというふうな事情があるとお考へになつておるのか。そうでなくして、ただ法律的に、当然法律で定めれば何でもできるのだ。一度與へた権利だつていいじやないかというふうにお考へになるのか。まさかそなたが考へないだつて思つておられますか、もう一遍その辺……。

○政府委員(三橋則雄君) それは全くお話の通りでございまして、法律で定めれば何でもできるのだから、どんなことをやつてもいいのだというふうな考へ方は全然持つておりませう。もう少し私詳しく敷衍して申し上げますと、従来の軍人に對しましては、とにかく恩給は給せられることになつておる。併しながらその給せられるのは増加恩給その他の傷病者に対する恩給だけである。而もその恩給は従来の恩給法に規定されておつた恩給と違つた形にされておる。そのほかの恩給については今恩給が全然なくなつておる。こういうのが現在の事情であります。このことは恩給法と恩給法の特例とを一括にして恩給制度全体としての法令

を御覧になつて判断して頂きたいと思つておる。今度恩給法特例を廢止する場合においては、そういうふうな事情になつておるといふ現実を一つ考へ、それから又軍人の恩給を恩給法の特例が全然なかつた場合においてはどうなつたであらうかというのを一つ想定いたしました。そして恩給法の改正を考へ、そして今お話をしようと思つて、どういふふうな措置をして行くかというふうなことを、こゝろより考へておるかと考へております。

○竹下豐次君 私の納得ができないのは……私だけが時間を費しても皆御迷惑だらうと思つておるが、この問題については恐らくはかの委員の諸君も十分御理解がないかたも失礼ながらありではないかと思つておられますから、私はこの点はこれで打ち切ります。

次に移りますが、この恩給制度の、先ず普通の俗語を使ひまして復活と申しますが、復活につきましても、文官の恩給の復活と軍人軍属の恩給の復活とを差別的に取扱うべきものであるか、或いは同じ考へでも待つて待遇しなければならぬものとお考へになつておられますでしょうか、その点を官房長官から伺いたい。

○政府委員(保利茂君) この問題は、私はこの文官恩給と軍人恩給の間に実体をどう深くつまびらかにいたしませんか、間違ひでありますかどうですか、ともかくにも戦争への途を非常に進進いたしました頃に、相当の恩給法の改正があり、そして軍人の処遇については相当手厚い規定ができておつた。私は戦争遂行への一つの手段と

しても当時のやり方としては止むを得ない措置だと思つておる。そしてそれはどこまでもいやが上にも国力が發展をして行く、そしてこゝろより大きな負担にも堪え得るといふ大前提があつて恩給法というものが私ではできておつたのだと思つておる。従ひまして、先ほど来の御質問をじつと伺つておられますと、國家公務に奉仕せられるかたに對して、一定年限の奉仕を終られた人に対して恩給権を付與するということは、これは私は國の制度として現存いたしておられます。軍人であらうと一般のかたであらうと變りはない。従つてその國家公務に奉仕せられたその人に対する恩給権というものは一般的になつておる。ただかような事象においてこの權利を一応無効とする措置がとられた。新たにこれを復活いたしますというこゝろにおきましては、この支給に堪え得る国力を勘案して措置を講じなければならぬ。従ひまして本来御質問の点については、文官たる軍人たると差別をして考へるべき問題ではない。従つてそういう取扱は決して妥當な取扱でないというように私は思つておるわけですから、その点は非常に苦慮いたしております。

○竹下豐次君 軍人軍属と文官と差別待遇してはならないものであるというお答えを聞きまして、私もその通りでなくちやならないというふうな平常考へておるのでありますが、それでまたこの恩給法特例審議會もできませんし、そこで又どういふふうなきままるのかもわかりませぬけれども、まあ總にちよいちよい聞くとこゝろによりませうという類なものを出せないのである。國家の

財政の都合もあるから或る程度に我慢しなければならぬということにきまつておるのじやなからうかというふうなふうなま承つておるのでありますが、若し、悪いことではありますけれども、いろ／＼な關係で以て止むを得ないこととするならば、その國家財政上の都合で悪いというならば、それを補うためには軍人軍属だけでなくして、やはり文官のほうにも同じようなことを考へて行かなければならぬ。はすでに追放が解除されたのが、元の通りに復活する、然るに若し軍人軍属だけが歩合が減少されるということになると、文官と武官との均衡がとれなくなつて来るというふうに思はざるを得ないことになつてどうも不合理がある。元々私の頭には、戦争の責任は軍人軍属にあると同時に、文官にもあり、すべての國民にもあるわけでありませう。特別に首脳で計画を立て指揮して、戰場に青年軍人等を送り出した人たちはこれは特別の責任もありませうけれども、一般の大多数の何百万という軍人は、この責任を文官よりも特に重く扱つてあとで處待するといふふうなことは、これは合理的でないという氣持がありますので、その点どうも差別待遇の結果になるのじやないかというこゝろを私は氣遣うわけでありませう。昨日ですが、長官のお話を承つたので、なか／＼國家財政の都合として賄いにくいというふうなことを承つておるわけなんですけれども、その辺のことでも私は決してわからないわけではありませぬので、できるだけ差別待遇のないように、又止むを得ないな

三

らば、差別待遇をしなければならぬという止むを得ない事情があるとするれば、その点を軍人軍属のほうのみならず、一般国民に納得をさせるような最善の努力を政府でお拂いになる必要がある、かように思つておるわけでありませう。その辺も一度長官に御答弁をお伺いしたい。

○政府委員(保利茂君) 若し幸いにいたしまして、軍人の恩給を昔のままに復活いたしても、国力、国民の全体の負担力が耐え得るといふことであるわけでございます。これは一般政治論になつて恐縮でございますけれども、従つてその点も十分考慮して、只今仰せのような点を十分考慮して、只今仰せのように多数の、私は今日も率直に申しまして、旧軍人のかたへにして、この日本の疲弊した現状において昔のままの恩給を復活しろと望まれてゐるかたはないと思つて、要は、ともかくも一身を国家公務に捧げた、而もそれによつてかちとつた権利を尊重しろということになると思つております。只今文官との関係において国民の納得を得るような形において解決をすべしという御意見については私も同感に存しております。

○竹下豊次君 先の話が戻りますが、憲法との関連性も、既得権があつたにしても、公共性を以て止むを得ないといふことであります。これは憲法違反にはならない場合もあり得るわけでありませうから、その公共性について、政府のほうではこれははつきり国民にお示しになることが私は絶対に必要だろつと思つておるわけでありませう。

の点はそれで……。それから次ににお尋ねいたしますが、これもまだあとがどうなるかといふことがはつきりわからないのに、こういう質問をするのは早過ぎるという嫌いがあるかも知れませんが、今申しませんと間に合わないという心配がありますのでお尋ねするわけでありませう。それはまあ公平にやらなければならぬのだといふことは、今長官のお考えの通りよくわかりました。で公平にやるについても、併し或る場合には恩給の金額を軍人軍属を減らさなければならぬといふようなことになつても知れないといふことを、これはそんな仮定をするのは甚だおかしいと思つておるわけでも、そういう噂がありますので、そういうことについてお尋ねするわけですが、若し減るといふことになるというところ、それだけでも非常に不公平の非難も起りますし、無理であるといふふうに考えるのであります。そのほか一面減らされた上に又一年延びるのだといふ文官に比べて……、ということはおかしいと思つておるのです。それで、とにかくどういふ金額にきまるかわかりませうけれども、これは審議会に諮つて政府がそれを取上げるといふ場合には、支給の日は、平和回復の日に遡るといふうなお考えを願えないものかどうか、審議会でもいろいろきめましようか、併し審議会にもやはり政府のお考えが非常によく反映する、これは普通審議会の状態でありませう。つて支給するといふことくらいは政府のほうで当然お考えになつていいことではないか。それにつきましても、私は政府の財政で、それを一週に二年分を拂うといふ

ことはできかねるといふような事情があるといふれば、或いはその遡つた一年分については、それを二年なり三年なりに分割して拂つてやるのだといふくらいのこと、幾ら国家の財政が窮乏であつても、分割拂いもできないといふことは私は考えられない、こういうふうに私は考えておるわけですが、長官その点どう考えるのですか。

○政府委員(保利茂君) その点は先般松原委員、山下委員からも御熱心にお話のありました件でございます。まあ竹下さんのおつしやるお気持はもうよくわかる。今日のところは、先日申し上げました以上にお尋ねすることは一つ御猶予を頂きたい。十分政府といたしましては御懸念の点を尊重いたしましたので、考慮して参りたい、こう考えております。

○竹下豊次君 今の長官の御答弁、誠意を持つた御答弁と私は感じましたので、この問題につきましては更にお尋ねすることは御遠慮申上げたいと思つておる。それから恩給法特例審議会のその組織、所管事項その他については政令で定めることになつておりますが、いろいろお定めになることがございませうが、私のお尋ねしたい要件は、この審議会の決議は政府を拘束する力を持たせられますか、持たせられませんか。ただの諮問機関になりますか、お心組みを……。

○政府委員(保利茂君) この審議会の構成につきましては研究いたしておられます。併しこの表恰好から見ますれば、総理大臣の諮問機関という事になりますから、最終の責任を持つた決定はこれは内閣がいたさなければなら

んことは当然のことです。併しながら單なる諮問、法律用語としてどういふ作用を持つて参りますか、單なる総理大臣の諮問に應ずるといふのみならず、進んで総理大臣に建言できるという機能を持つてもらうような審議会にいたしたい。ただこれは要は審議会の答申が仮にまともなものであつたら、政府はそのまま鵜呑みに吞むか吞まないと、政府はそれにかかつて来ると思つて、建議することのできる会になる、こういうことなのでございますか。

○政府委員(保利茂君) そういう機能を持つて頂きたい、こう思つております。

○竹下豊次君 そうすると今承つておられます、單なる諮問機関でなくして、建議することのできる会になる、こういうことなのでございますか。

○竹下豊次君 この諮問機関の書き方二通りあつて、特にその意見を尊重しなければならぬと言つて書いてありますのと、書いてないのとあるのです。あれはおかしなことだと思つておる……。

○政府委員(保利茂君) これは書く書かないにかかわりませう、この問題に關しまする限り、審議会の意見をよしんば政府が尊重しなさいと思つておる、これは問題の性質に鑑みましても、尊重せざるを得ないと思つておる、私は書いても書かなくても同じだと思つておる。

○竹下豊次君 ところが、政府が現在いろいろ諮問機関に書き分けておられます。で鉄道の審議会のごときは

まあ非常に尊重されております。併すが、余り尊重されていないところもある。それで書き分けられておるといふと、特に重くお考えになるのか、やはり書いたほうがいいのじやないかといふような気がするわけ、これは別に御答弁は要りませう。それから最後に……もう二つあります。この審議会のメンバーに旧軍人をお入れになるお考えがございませうか。その点はまだ具体的に御考えがないのでございませうか。

○政府委員(保利茂君) いろいろ、考えておられますけれども、決定的にお答えできるまだ段階にございませうから、入れるべしという御意見でございませうか、入れるべからずという御意見でございませうか。私は十分国会側の御意見を尊重して参りたいと思つております。

○竹下豊次君 私は何人かやはり旧軍人をお入れになるほうを望んでおるわけでありませう。と申しますのは、やはりこの問題については非常な不公平がもたらされておる今日まで起つておるやうに、私ども察しておるのです。言いたいことが相当に多いのであります。言いたく、余りそのただ自分のことだけを考へるやうな人をお選びになるのは、これはいけませんけれども、本當に高い見地から堂々たる意見を吐く素質、素養を持つておる人がたくさんあると思つておる、そういう人たちがの中から何人かやはりお加へになることが大変いいのじやないかと、私は思つておるわけです。それをお含み願ひたいと思つておる。

それから最後にもう一つお尋ねいたしますが、この軍人軍属のうちでも、

この恩給特例審議会で審議される場合に、やはり色分けしてお考えになるというところもあり得るのじやないか、本
当の軍人と軍属と、或いは軍属のうち
でもいろいろある。元の法務官みたい
なものもあるし……これは軍人です
か、まあ軍属にもいろいろあります
が、そのうちでやはり戦争関係とかい
うようなことから見まして、これは区
別をおつけにならないという意味です
か。例えば第三次、第二次の大戦に全
く関係のなかつた人であるとか、或い
は第三次戦争には参加しなかつたとい
うような人などですね、これを区別し
てお考えになるお考えでありますよ
うか。もう皆一本で取扱うというよう
なお考えでありますよ。

○政府委員(保利彦君) これはもう私
も竹下さんと同じような気持を個人と
しては実は持つておるのでありますけ
れども、先日申上げますように、今
回の太平洋戦争に御関係なく、日
清、日露戦争の日本の発展の輝かしい
歴史を作つて頂いたその功績者に対す
ると、考えの気持としてはこれは違
つてもいいじやないかという感じが
いたしますけれども、併し実際の取扱上
これは差別ができるかどうかというこ
とは非常に問題だろうと思ひます。そ
ういふ点も十分この審議会で議を盡し
て頂いてきめて頂きたいと思ひます。
只今政府のほうでどういたしたいとい
うような考えは持つておりません。

○竹下聖次君 それは立法の技術的の
問題からしても、いろいろ困難な複雑
な問題がいろいろあると思ひますの
で、その点は私も想像するのでありま
すが、でき得べくんばやはりその点は
差別をつけられるだけ差別をつけて頂
きたい。無理の行かないようにまあ私
は希望しておるわけですが、
それから審議会で一年間延ばすとい
う問題、これはこの関連合委員会でも
成るべく早く、一年と言わずに早く
めたらどうかという希望が出ておりま
した。御答弁も承つておりまして
が、私も一日も早く解決して、必ずし
も一年というように期間を切つて頂き
たくない、そういう気持を持つてお
るのであります。それだけ希望を申上げ
まして、私の質問はこれだけで一応終
ります。

○松原一彦君 今日佐藤法制意見長
官もおいでですから、この根本の問
題、今竹下さんの御質問に関連して一
つ伺つておきたいのですが、私どもは
今日までまあ解釈しておつたのです
が、このポツダム宣言の受諾に伴い発
する命令はすべて六月後にはこれは
消滅するものであつて、あとは本来の
法律によつて保障したものはこれが復
活するものだと、特別の法律を以て制
限せざる限りは復元するものとのみ情
じておつたのであります。その点に
対しまして、今保利官房長官や恩給局
長のお答えの中にはどうも不明なもの
があるのであります。この点につきま
して、若しこの法案がここで否決せら
れた場合に、旧軍人の持つておつた既
得権は消滅するものでございませうか。
それとも復元するものでございませ
うか、法理上の御解釈を承わりたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 政府側の立
場におる者といつたしましては、あらゆ
る御説明を申上げて、この法律案を成
立して頂くという建前ですべて運ん
でおりますために、万不幸にして否
決された場合について統一した意見と
いうものは別に私に關する限りにお
いてはきめておりませんために、或いは
先に官房長官なり恩給局長の答えまし
たところ、私のお答えするところと
は違ひかも知れませんが、これは御了解
を願つた上で一応お聞き取りを願ひた
いと思ひます。

問題の要点は、この勅令六十八号と
いうものの趣旨が軍人軍属関係の恩給
制度、少くともここに上つておるもの
に關する限りにおいてはまあ廃止して
しまつた、將來に亘つて廃止してし
まつたというふうにとらへてまいら
ぬ方があり得るわけでありませう。さ
ういふ方があり得るわけでありませ
う。復元するものはないわけであり
ませう。ただもう一つの形式論でござ
いませうけれども、から考えてみませ
うと、この軍人恩給関係のものを廃止
する趣旨であつたならば、恩給法自体
の本法の根柢からその分は落してある
はずじやないか、それをそのままに
しておいて特別に關する件というこの
勅令が並んで今まで来ておるといふこ
ろに、今の松原先生の恐らく御疑問が
あるのだらうと、で、このほうの特別
がなくなれば勿論恩給の本法の條文が
そのまま働かせんか、こつたといふ
こともこれは形式論としては私は成り立
つことだと考えます。ただその場合に
仮に形式論で申しまして、御承知の
通り金額などから考えましても、前の
ペースになつておりましたし、その他私
恐らく細かいことは存じませぬけれど
も、技術的ないろいろ法律の條文と
の組合せ關係から、仮に元の恩給法が
生きるといふ觀念上の前提をとりまし
ても、實際は動かかないと同じことにな
りやせんかといふことの結論になるよ

うな気もいたしますので、まあ今のと
ころ私の考えとしては、どちらにして
も現実の問題としては余り大きな
違ひにならないじやないか。これは素人
考えかも知れませんが、そういう気持
を持つております。

○松原一彦君 違ひならんとはどう
いふ点ですか、何が違ひないのです
か。

○政府委員(佐藤達夫君) 元の恩給法
がそのままの形で復活します場合に、
復活するといふ前提をとつた場合に、
果してそのまま動き、現実に適用が
無事になされ得るものかどうかとい
ふ点で、これは私の素人考えでありま
すから、これは恩給局長に又伺わなけ
ればなりませんけれども、そのまま働
き得るかどうかといふところに疑問を持
つておるわけでありませう。

○松原一彦君 どうもまだ法理論的な
はつきりしたお答えではないように思
ひます。効力が発生しても、
それは非常に昔のものであるから微々
たるものである、大したことはなから
うといふふうに承つたのであります
が、一体このポツダム勅令第六十八号
によつて恩給給與は禁止せられたもの
でございませうか、廃止になつておるもの
でございませうか、その点伺ひたい。

○政府委員(三橋剛雄君) 今のお尋ね
でございますが、先ほど御答弁申上げ
ましたように、總司令部からのダイレ
クティブによつて、傷病者に關しま
す恩給を除きましては、支給を止めら
れてしまつたのであります。支給を差
止める命令を受けたのであります。そ
れと同時に又、昭和二十年十一月二十
四日のダイレクティブの第三項に掲げ
てありますごとく、恩給の証書を無効

にすべしといふ命令を受けたのであり
ます。従ひまして、普通恩給の権利を
証明する証書につきましても、その証
書は無効とする措置をとらなければな
らないことになつたのであります。そ
こでその措置をとることとして、どう
いうふうに法文の表現をするかとい
うことが検討されたのであります。普通
恩給を受ける権利を証明するその証書
を無効にするといふことは、結局普通
恩給を受ける権利がない、ということ
になるのです。そこでそれを現すため
にこの恩給法の特例の第一條に書いて
ありますごとく、恩給を「給せず」と
いう字句を使つて表現したのでありま
す。そういう次第でございませうか
ら、昭和二十一年の二月一日からはこ
の特例法の第一條に掲げられてお
るように、普通恩給につきましても
は、軍人は恩給法の本法におきま
しては與えられることに、給せられるこ
となつておるにかかわらず、特例法に
おきまして給されないといふことをは
つきりきめられたことになつておるの
であります。

○松原一彦君 どうも私はその御解釈
が腑に落ちないのであります。本法
案の御提案当時の説明を讀みますと、
禁止といふ字と廃止といふ字が二様
に使つておられます。第一條第四号に規
定するもの以外の軍人及びその遺族の恩
給給與は禁止又は制限されて今日に至
つておるのであります。これらの廃止
又は制限された軍人軍属の恩給の講和
條約の効力発生以後における復元の措
置といふ説明がされておられます。復元
とは一体何を以て復元と言われたので
あります。私は廃止であるならば復

元というよりなことは考えられないと思ふのであります。禁止というものは時間的のものであり、停止と同じ意味をも私は包含していると思ふ。停止となれば根本的にはなくなるのであります。これは禁止であるのか停止であるのか。そのあとで講和條約の効力発生後における復元の措置ということについておられます。その復元の措置が国家財政その他各方面に及ぼす影響が少なくないから、ここで一カ年間だけこの政令を法律に直して抑えてあることを考えようということになつてゐるに思はれますが、若し停止であるならば何もここで一カ年間、この懲罰に等しいような占領命令を、国会の了解を得ないものを一カ年間延ばす必要があるか、むしろここで新らしい国会の意思を以て政府は新時代に即応する法律を作られたらいいのであります。審議会を作つて復元の方法を講じようというものは、これは停止とは違ふ。これは禁止であると思ふのであります。政府は二通りの言葉を使つておられますが、一体禁止でございますか、停止でございますか。これを官房長官に伺います。

○政府委員(保利茂君) それは三橋さんから……。

○政府委員(三橋則雄君) 私からお答えいたします。先ほどから停止ということを中心として、御質問がございまして、これは停止ではないかと、いろいろな御質問がございまして、そこでその停止という言葉がどういふ觀念であるかということが又問題はなるのでございますが、私はこのディレクティブの趣旨を忠実に実行するための政府と総司令部との折衝の過程に鑑みま

して、昭和二十一年勅令第六十八号の規定によりまして、軍人の普通恩給等は停止になつたものであると、こういふふうに考えております。ただその停止といひましても先ほどから申し上げましたるがごとく、普通の場合とちがひ法文の形といたしましては、佐藤法制意見長官も又申されましたのですが、この恩給法の中から普通恩給を全然抹消してしまふような措置をとつていなければなりません。即ち恩給法には従来の規定をそのまま残しておいて、そうしてこの六十八号におきまして、恩給を昭和二十一年の二月一日から停止するということにしたのであります。

次に恩給の復元という言葉はどうして使つてゐるのかという御質問がございまして、私は軍人の恩給と、こういふふうには言ひます。場合におきましては、恩給という言葉の色々の恩給の總称であります。これは御承知のように恩給法におきましては普通恩給、それから増加恩給、傷病年金その他を合せて六種類、軍人恩給停止前でございます。それから、そのほかには傷病給金をいれて七種類の恩給に分れておつたのであります。そういう数種類の恩給を總称して恩給法では恩給と申してゐるのであります。そうして恩給法の第一條には先ほど申し上げましたように、「公務員及其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ権利ヲ有ス」と書いてあります。この公務員のうちに私は軍人も入つてゐると考えております。軍人はこの第一條の公務員のうちに入つてゐて、軍人の恩給は、この恩給法の規定によつて普通恩給とこの特別法の規定によつて普通恩給とか扶助料は停止されてしまつた、そうして増加恩

給その他の傷病者に給せられる恩給については制限を受けてゐる、こういうふうには考えてゐるのであります。そこでこれを元に戻すかどうか問題になつてゐるので、これを私は復元という言葉を使つておるのでございます。

○松原一彦君 どうもわかりません。意見長官に伺ひますが、一体復元という言葉を使つて現にこの法案を出しなつておるのでありますから、私はこの法の建前から見るというと、国会の議を経ざる占領命令というものが消滅すれば、当然法律そのものに復元すると思はれるのです。これは政府もさうに御解釈せられておるものと、私は信じておつたのであります。今日急におつたのであります。今、一号ではその第二條に「従前の規定による公務員又は公務員に準ずべきものについてはなお従前の例による」とか、目か押してある。私は独立の際においては占領命令による占領命令のごときものは当然失効する、失効すれば法律そのものが復元するものと私は今日まで確信して参つたのですが、意見長官如何でしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは先ほど触れました通りに、純粹の法律論といたしましては、仮に恩給法そのもの手当はなさずして、六十八号だけで將來に亘つて確定的に軍人關係の恩給を停止するといふ措置が一体とれるものか、それとも何か問題があるわけではあります。私は純理論として、これはとり得ることだと思ひます。たゞ、本法の手当がないだけの話、それは將來に向つて本法の中の條文は死んでしまつたといふことは、こ

れは、觀念上私は考え得ると思ひます。勿論そこまで私も突き詰めて考へて来ていないことは先ほど申し上げた通りでありまして、これは冷静に考へるならば、それは恩給局あたりのお立場はありましようが、私は兩論立つ、松原先生の言われるような御疑念も私は十分立つと、かように考えます。今の復元という言葉を使つてのお話でありませうけれども、さういふ話でございまして、この復元の文字が混乱いたします。これは私は常識的の言葉で元に戻す、元のようにするといふ意味にこれは御了解願わなければならぬと思ひますが、法理論としては私は先ほど申し上げましたような論は立ちましたように、然らば仮に六十八号の停止によつて元の恩給法の規定が又働き始めるという觀念を前提としてとりましたところで、それを現実に適用させるためにはどうしてもやはり別にこの際法律を出し願つて、現実にうまくはまるような立法上の措置がどうして必要なのであります。いづれにせよ、この審議会というふうなもので、めつて行く、審議するべき必要がそこにあるといふのでありますから、私の考へではその理論のほうは余り突き詰めて考へなくても、結論は同じじやないかといふことで、私自身甚だ職務怠慢かも知れませんが、実は制切つたところまで、まだ結論を出しておらなかつたのであります。

○松原一彦君 これは私は意見長官がさういふふうにお答えがあることを私は非常に不満に思ふのですが、すべて占領命令によつたものは独立のあとに

これは消滅する。消滅した場合にどうなるかといふことは、若し特別の法律を作らない限りにおいては前の法律が活きるというのが原則じやないでしょうか。一つこの点をばつきりお答え願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 非常にばつきりした例を申し上げますと、ポツダム命令を以て他の法律を一部改正した例がございまして、各省の設置法などについて多々例がございまして、一部改正をいたしました。條文の中に一條の二つが一條の三つか、四つを附加したことがたび／＼あるのでござい

ます。それらにつきましては、私どもは原則として、もうその際一部改正が完了してしまつておる、従つて仮にそれを改正したポツダム命令が効力を失ひましても、すでにその法律を改正したといふその効果は影響を受けない。その場合は、仮に停止の場合をお考えになれば私は明瞭だと存じます。治安維持法その他をポツダム命令で停止いたしました。併し治安維持法を停止したポツダム命令といふものが失効してしまつた、然らば治安維持法は復活するかといふと、これは私は一般の法理論の問題として、それは復活しないといふことが言ひ得ると思ひます。たゞ、この場合に恩給法の一部を改正して、このポツダム命令を以て何條削除といふことをやつておれば、私の申し上げた通りになるわけでありま

す。さういふ二本建の形になつておりますから、疑問が出るわけでありま

であります。そこがなか／＼むずかしいところになつておるわけでありま

○松原一彦君 むずかしいことにはな

軍人軍風の恩給は支給しないことにな

す。意見長官の今のお言葉の中にも同

論あり得るといふことでありま

官のおいでの際になお承わつてお

二十八日の法務委員会における政府委

員の御説明によるといふと、平和條約

第十一條に基く刑の執行及び赦免等に

関する法律は、戦争裁判は国内裁判と

異なるものであるという建前の下に、戦

争犯罪人は国内犯罪人にあらずとの解

法において規定せられていないもの

を、なお追ひ打ちをかけて一カ年間こ

れを存続せしめなければならぬ理由

を伺いたいのであります。

○政府委員(保利達君) これは只今意

見長官からお答えになりましたから、

そのことだけは申し上げておきます。

なおこの問題につきましては、私は

今日の御説明ではどうも腑に落ちませ

ん。政府がおとりになつておるところ

の態度を説明によつて見ましても、私

は政府は復元すべきものであると信

の規定に該当して恩給を失つておる人

についてはどうするかという問題があ

るのであります。それにつきましては

は、松原委員の仰せられましたよう

なことも篤と私も事務當局といたしま

しては慎重に検討いたしましたのでご

給をとめられた軍人戦犯者等そういう
ような人の恩給をひつ括めて考えて同
じ様な取扱いをし、昭和二十八年四月
一日以後において若しも改むべき点が
あれば改めるようにするほうが適当で
はないか、こういうような工合に考
えて、そういうふうな措置をすること
に相成つたのであります。

○松原一彦君 最後に両長官にも私は
希望申すのですが、この六十八号とい
う勅令は、全く私は軍人懲罰、そうし
てミリタリズムを根絶するという非常
な深い意図があつたものだと思うので
あります。今日は私はそれは許されな
くなつて来ておるし、非常にこれは軍
人諸君の恨みを買つておる勅令であり
ます。それをその形のままに、ここ
な一か年間継続せよというところ
に無理があるのであつて、廃止なら
廃止でもよろしいが、軍人恩給復元
に関する新しい法律ならまだこれで話
がわかるのです。かような技術的な考
え方の上に、独立国の体面から申しま
しても、軍人諸君に対しても、私はか
ような案をお立てになつたことに遺憾
をも感ずるのですが、その点につきま
してはどういう御所見がございませ
うか。

○政府委員(保利茂君) それはもう氣
持いたしましたは松原さんと同感で
あります。従つて私どもとしては、速
かに審議会を設置いたしましたして、そ
うして復元への努力を傾注することが最
もこの場合大事であらう、そういうふ
うに一つ御了解頂きたい。是非一日も
早く発足できるように、一つお力添え
を頂きたい。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮り
いたします。恩給法の特例に関する件

の措置に関する法律案の審議は、本日
はこの程度にとどめたいと思ひます。
そうして二時から……時間を少し遅ら
せませんが、二時から内閣、郵政、電気
通信の連合委員会を開きたいと思ひま
す。そうしてそれが済みました後に、
時間がありますれば、本日予定してお
りました農林省設置法等の一部を改正
する法律案、運輸省設置法の一部を改
正する法律案、いずれも予備審査であ
ります。この二案について、御異議な
しと御異議ありませぬか。

○委員長(河井彌八君) では御異議な
しと認めまして、さうして決します。
二時まででそれでは内閣委員会は休
をいたします。

午後三時一分開会
○理事(鈴木直人君) 午前に引続き内
閣委員会を開きます。

午後は運輸省設置法の一部を改正す
る法律案、(予備審査)及び農林省設置
法等の一部を改正する法律案(予備審
査)、この二案件について主官大臣の説
明を承わりたいと思ひます。先ず運輸
大臣から提案理由につきまして説明を
願ひます。

○國務大臣(村上義一君) 只今提案と
なりました運輸省設置法の一部を改正
する法律案について説明をお聞きと
願ひたいと思ひます。

する必要が生じて参つたのでありま
す。次に、法律案の要旨について御説明
申し上げます。

先づ、改正の第一点は、運輸省の外
局である航空局を内局として、その名
称を航空局に改め、大臣官房、光部、
海運局、海運調整部、鉄道監督局、国
道部及び民営鉄道部並びに自動車局、
業務部及び整備部の六部を廃止すると共
に、公共船員職業安定所を海運局に統
合することとしたのであります。

次に、大臣官房に觀光監督を置き、観
光に関する事務を掌理させたいと思
ひます。又、鉄道監督局、自動車
局及び航空局にそれぞれ、次長一人を置
きまして、局長を補佐させることに
いたしましたのであります。更に経済安定
本部の廃止に伴い、運輸省に移管され
る事務につき追加規定をすること等の
措置を講じました。

改正の第二の点は、海上保安機構の
改革に伴う所要の整理であります。
即ち、運輸省の外局であります海上
保安庁を廃止すると共に、海上保安庁
海事検査部の所掌事務を運輸省の關係
各局に分属させ、海上保安審議会及び
水先審議会を運輸省に移し、水路部及
び船舶部は運輸省の附屬機関に改め、
海難審判理事所は、海難審判庁の附屬
機関とし、警備救難部の所掌事務のう
ち、海上交通の保安に関するものを海
運局に移す等の改正をいたしましたので
あります。

最後に、右の改正に伴いまして、必
要な関係法律の整理をも併せ行うこと
をいたしました。
なおこの法律案の施行は、昭和二十
七年七月一日を予定いたしてございま
す。

以上がこの法律案の提案理由及び要
旨であります。何とぞ慎重御審議の上
成るべく速かに可決せられるよう願
ひいたします。

○理事(鈴木直人君) 次に運輸省設置
法の一部を改正する法律案の逐條説明
になるのであります。これはこの
次にいたしたいと思ひますが、御異議
ございませぬか。

○補見委員(河井彌八君) 今の御提案には異議あ
りませんが、運輸委員会から若し連合
委員会等の申入れがあるとするれば、で
きるだけ早目にそういう際に一緒にや
つて頂いて、一応こちら側が相当進行
してから、改めて又運輸委員会から連
合委員会が申込まれて、そのためにこ
ちらの審議が非常に手間取るというこ
とになつては、この前の行政機関職員
定員法の例の際に、我々は苦い経験が
ありますので、その点はどうかと思
ひますか。

○理事(鈴木直人君) 運輸委員会から
の連合審査の申込みは現在ございま
せんが、内意を開きますと、今後
もこの案件については、連合委員会の
申込みはいたさないというふうに考
えているというふう聞いております。
若し今後そういうふうな意見が
出た場合には、今の意見を伝えるよう
にいたしたいと思ひます。

○理事(鈴木直人君) お諮りいたしま
す。地方行政委員会から、海上保安庁
設置法案について連合委員会の申入れ
があるのですが、如何いたしまし
ようか。

だ希望といたしましたしては、いざれ保安
庁關係の、保安庁設置法案について申
出があると思ひますので、併せて
一緒にその際に御審議が願へるとい
と思ひますが、その際に一緒にやつて
頂くというふうに願へたらいいと思
ひます。

○理事(鈴木直人君) 只今の補見委員
のように決定して御異議ありません
か。

○理事(鈴木直人君) じゃさう決定
いたします。ちよつと速記をとめて。
(速記中止)

○理事(鈴木直人君) これより農林省
設置法等の一部を改正する法律案につ
いて、予備審査であります。この法
律案について政府委員の農林政務次官
野原政勝氏の説明を承わりたいと思
ひます。

○政府委員(野原政勝君) 農林省設置
法等の一部を改正する法律案の提案の
理由を御説明申し上げます。
今回提案いたしました農林省設置法
等の一部を改正する法律案は、今次の
行政機構改革の一環としての農林省の
機構改革をその内容としたしておるの
であります。第一條において農林省
設置法の一部を、第二條において水産
庁設置法の一部をそれぞれ改正いた
してあります。

良局の事務の配分を調整して、農政局を農林経済局とすること。(内局に置かれた部及び新たに内局となる食糧庁及び林野庁の部を廃止すること。)

第一の食糧庁及び林野庁を内局といえます。これは、今次の行政機構改革の主要な目的である外局の整理の方針に即応するものであります。

第二の大臣官房、農政局及び農業改良局の事務の配分の調整につきましては、これまでの大臣官房の事務が、旧総務局の事務の大部分を承継した関係上、他省に比し複雑大であること、又農政局の事務のうち植物防疫及農産物の生産に関する事務は、農業改良及び普及の事務と一体として一局において所掌させることが適当であること等の諸事情がござりますので、この際これら三局間に事務調整を行い、大臣官房の事務のうち金融、検査及び貿易等に関する事務並びに農業改良局の事務のうち統計調査、経済研究等に関する事務は従来の農政局に移し、その名称も性格を考慮して農林経済局とし、更に農業改良局には従来の農政局の事務のうち農産、特産及び植物防疫に関する事務を移し、農林行政の刷新を企図いたしましたのであります。

第三の部制の廃止につきましては、これまで今回の行政機構改革の主要な目的の一つでありまして、従来から臨時の部制として存置されていた内局の部制をこの際全廃することとされました。併し、農林省におきましても農政局の農業協同組合部、農地局の管理部、計画部及び建設部、農業改良局の統計調査部、研究部及び普及部、畜産局の競馬部、新たに内局となる食糧庁の総務部、業務第一部及び業務第二部、林野庁の林政部、指導部及び業務部を廃止することいたしました。

第四は、前述通り部制の廃止に伴い、その所掌事務が相当複雑大な部局——即ち農林経済局、農地局、食糧庁及び林野庁についてはその質量に応じ、それぞれ一人又は二人の次長を置くこととしたのであります。

第五の統計調査部と競馬部の新設は、これまで前述の部制廃止に伴うものであります。前者は統計調査事務の特殊の性格等を考慮してその事務を掌理する特別の職が必要と考えられたため設置するものであり、後者は競馬に関する事務を掌理する特別の職が必要であるため設けられるものであります。

第六の米価審議会は、従来経済安定本部の附属機関であつたのであります。が、物価関係の事務はすべて所管物資別に各省に分割されましたのに伴い、この審議会も農林省の附属機関といふ必要があるものであります。

第七の管轄区域の変更につきましては、従来の管轄区域が昭和二十二年のいわゆる林政統一即ち御料林と国有林が合一したとき以来のものであり、その後における諸事情の変更等を考慮してこの際国有林野の適正な経営を図るためには、その一部の管轄区域を変更することが必要と考えられるに至りましたので改正をいたすことといたしましたのであります。

第八の林業講習所の新設は、従来から継続して参りました林野庁及び管林局の職員講習施設を形式上講習所という施設に発展せしめるものであります。併し、林業の技術及び経営に関する講習を常設的な講習所において行うことによつて事務能率の向上等を図らうとするものであります。

次に第二條の水産庁設置法の一部改正について御説明いたします。その要点は水産駐在所を廃止することと漁業調整事務所を設置することの二点であります。

第一の水産駐在所の廃止でございますが、この水産駐在所は、元来設置法上臨時的なものであり、又その所掌事務も水産物の需給調整及び漁業の許可に関する事務であつて、水産庁の地方支分部局として今日の水産行政の事務の実態にそぐわぬ点がありましたので、後述の漁業調整事務所の新設とも睨み合せてこれを廃止することとしたのであります。

第二の漁業調整事務所の新設は、水産駐在所の廃止とともに水産行政の出先機関整備のための支柱をなすものであります。水産行政の現段階からみまして、漁業法及び水産資源保護法の施行に関する事務のうち、特に必要な範囲内の国の事務は、直接国において出先機関を設けて行うことが必要と考えられますので、今回漁業調整事務局とならんでその小規模の組織として漁業調整事務所を設置するわけであります。なお従来水産駐在所は、全国で七箇所設置されておつたのであります。調整事務所は五箇所でございます。

○理事(鈴木直人君) 次は只今の法務府設置法等の一部を改正する法律案について、五月十六日の法務委員会で連合委員会を開きたいという申入れの決定をいたしましたということで、当委員会に連合委員会の申入れがございまして、如何にいたしましょうか。申入れを受けることにいたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) それでは受理することに決定いたします。本日はこの程度で散会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) 農林省設置法等の一部を改正する法律案の審議は、本日はこの程度にいたしておきたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) ではさういたします。

○理事(鈴木直人君) 次に只今の法務府設置法等の一部を改正する法律案について、五月十六日の法務委員会に連合委員会を開きたいという申入れの決定をいたしましたということで、当委員会に連合委員会の申入れがございまして、如何にいたしましょうか。申入れを受けることにいたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) それでは受理することに決定いたします。本日はこの程度で散会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) ではさういたします。

○理事(鈴木直人君) 農林省設置法等の一部を改正する法律案の審議は、本日はこの程度にいたしておきたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) ではさういたします。

○理事(鈴木直人君) 次に只今の法務府設置法等の一部を改正する法律案について、五月十六日の法務委員会に連合委員会を開きたいという申入れの決定をいたしましたということで、当委員会に連合委員会の申入れがございまして、如何にいたしましょうか。申入れを受けることにいたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) それでは受理することに決定いたします。本日はこの程度で散会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) ではさういたします。

- する請願(第二〇〇〇号)(第二〇一三号)(第二〇二二号)(第二〇四三号)(第二〇六一号)(第二〇六四号)(第二〇六六号)(第二〇七〇号)(第二〇九七号)
- 一、中小企業庁存置に関する請願(第二〇〇一号)(第二〇二二号)(第二〇二五号)
- 一、人権擁護局存置に関する請願(第二〇二二号)(第二〇三六号)(第二〇四一号)(第二〇四四号)(第二〇九二号)
- 一、元軍人等の恩給復活に関する請願(第二〇三三号)(第二〇二六号)(第二〇五四号)
- 一、元軍人軍属等の恩給復活に関する請願(第二〇四二号)(第二〇九五号)
- 一、石川県金沢市に北陸通商産業局設置の請願(第二〇五一号)
- 一、元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(第二〇五三号)(第二〇六五号)(第二〇九四号)
- 一、元軍関係公務員の恩給復活に関する請願(第二〇五五号)(第二〇七二号)(第二〇九六号)
- 一、元軍人恩給復活に関する請願(第二〇六〇号)(第二〇九三号)
- 一、都市庁設置に関する請願(第二〇七一号)
- 一、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中一部修正の請願(第二二二二号)
- 一、元軍人老齢者等の恩給復活に関する陳情(第一〇二八号)
- 一、元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情(第一〇三四号)
- 一、元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情(第一〇三三九号)

る陳情(第一〇四五号)(第一〇四六号)

第一九九九号 昭和二十七年四月二十五日受理

請願者 愛知県碧海郡安城町大字山崎字大手四七 後藤善一外三百二名

紹介議員 竹中 七郎君

昭和二十三年六月以前に退職した公務員の恩給は、それ以後に退職した公務員の恩給にくらべ、大きな差があるが、経済的諸条件を同じくしている時代に、單なる退職時期によつてこのよ

りな差異を設けることは極めて不合理であるから、すみやかに合理的是正の方法を講ぜられたいとの請願。

第二〇二四号 昭和二十七年四月二十八日受理

恩給不均衡是正に関する請願(五通)

請願者 鹿児島市武町一、六三〇 上原種豊外千九百四十七名

紹介議員 前之園喜一郎君 西郷吉之助君 島津 忠彦君 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二〇二七号 昭和二十七年四月二十八日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 群馬県利根郡沼田町沼田二、九八一 中村万吉外八十二名

紹介議員 鈴木 強平君

この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二〇〇〇号 昭和二十七年四月二十五日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 山口県下関市大字小月町一、一一五 中村千種外五名

紹介議員 栗栖 勉夫君

講和條約発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特令に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止し、同令によつて恩給を停止又は制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齢軍人に対する恩給を復活せられたいとの請願。

第二〇一三三号 昭和二十七年四月二十八日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 静岡市栄町三丁目布川商店内静岡県遺家族及元軍人生活擁護連盟内

紹介議員 杉山 昌作君 細井篤郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇〇号と同じである。

第二〇二二二号 昭和二十七年四月二十八日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 千葉県市川市国府台一ノ二 荒木哲次郎外十名

紹介議員 山崎 恒君

この請願の趣旨は、第二〇〇〇号と同じである。

第二〇四三三号 昭和二十七年五月一日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場町八六一 柴山兼四郎外九名

紹介議員 上條 愛一君

この請願の趣旨は、第二〇〇〇号と同じである。

第二〇六一号 昭和二十七年五月六日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区東王川町一四三 澄田謙四郎外二十四名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二〇〇〇号と同じである。

第二〇六四号 昭和二十七年五月六日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 和歌山市関戸一三三八 松井榮雄外二名

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第二〇〇〇号と同じである。

第二〇六六号 昭和二十七年五月六日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 佐賀県小城郡北山村江口三外千三百八十一名

紹介議員 大隈 信幸君

この請願の趣旨は、第二〇〇〇号と同じである。

第二〇七〇号 昭和二十七年五月七日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場町八六一 柴山兼四郎外九名

紹介議員 藤森 眞治君

この請願の趣旨は、第二〇〇〇号と同じである。

第二〇九七号 昭和二十七年五月八日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 福井県坂井郡丸岡町八幡 友影字太郎外五名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二〇〇〇号と同じである。

第二〇〇一〇号 昭和二十七年四月二十五日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 長崎県庁通商貿易課内長崎県中小企業協同組合協議会内 谷川広次郎君

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山俊一郎君

政府は、行政機構改革に伴い、中小企業庁を廃止し、これを内局に変更する方針を樹て、すでに閣議決定を見た由であるが、大企業と中小企業を同一行政庁で取扱うことは本質的に無理があり、双方の対立を生ずる虞がある。また中小企業は複雑多岐にわたる業態であるから、その育成助長には専門的な調査研究が必要であるから、わが国経済の中核体である中小企業の振興発展のため、中小企業庁を現在通り存置せられたいとの請願。

第二〇二二二号 昭和二十七年四月二十八日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 愛媛県新居郡泉川町社団法人東新商工会議所 会頭 田坂基外六名

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇一〇号と同じである。

中小企業庁存置に関する請願

請願者 山形市香澄町桜小路五三 小林正一

紹介議員 小林 亦治君

人権擁護の現制度は「ボツダム宣言」に由来し、民主化の基調として創設されたものであるが、検察、警察、裁判所、刑務所、税務所等において人権侵害事件の発生することが多く、その発生類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたつているので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機構は弱体であるから、今回の行政機構改革に当り人権擁護局の存続とその擴大強化につき善処せられたいとの請願。

第二〇二二五号 昭和二十七年四月二十八日受理

中小企業庁存置に関する請願(二通)

請願者 愛媛県知事 久松定武外七名

紹介議員 玉柳 實君

この請願の趣旨は、第二〇〇一〇号と同じである。

第二〇二二二号 昭和二十七年四月二十八日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 山形市香澄町桜小路五三 小林正一

紹介議員 小林 亦治君

人権擁護の現制度は「ボツダム宣言」に由来し、民主化の基調として創設されたものであるが、検察、警察、裁判所、刑務所、税務所等において人権侵害事件の発生することが多く、その発生類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたつているので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機構は弱体であるから、今回の行政機構改革に当り人権擁護局の存続とその擴大強化につき善処せられたいとの請願。

第二〇三三六号 昭和二十七年四月三十日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷

五ノ二、九七五 山口

貞昌外七名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇四二号 昭和二十七年四月三十日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 島根県松江市北堀町一

五八 浜村興作外二名

紹介議員 小瀧 彬君

この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇四四号 昭和二十七年五月一日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 秋田県大館市金坂二五

秋田人権擁護委員協議

会連合会内 高村禪雄

紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇九二号 昭和二十七年五月八日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 富山県東礪波郡福野長

有川恒通

紹介議員 石坂 豊一君

この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇二三号 昭和二十七年四月二十八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ

六九六 板津直純外五

十名

紹介議員 稻垣平太郎君

平和條約の発効を機会に元軍人、およびその未亡人に対する恩給または扶助料をただちに支給されるよう措置せられたいとの請願。

第二〇二六号 昭和二十七年四月二十八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木町

一、二〇六 藤澤一孝

外十六名

紹介議員 稻垣平太郎君

この請願の趣旨は、第二〇二三号と同じである。

第二〇五四号 昭和二十七年五月六日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬町

二ノ三〇ノ一 有地藤

三郎外六名

紹介議員 結城 安次君

この請願の趣旨は、第二〇二三号と同じである。

第二〇四二号 昭和二十七年五月一日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

請願者 茨城県土浦市内西町三

菊池朝三外百七十名

紹介議員 宮田 重文君 郡

憲法ならびに国家公務員法によつても元軍人軍属およびその遺族は、一般公務員およびその遺族と比べて、不平等、不利益の地位に置かれる理由はな

いのに、元軍人、軍属およびその遺族は国家から冷遇視され、その生活の窮乏はその極に達しているから、平和條約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の條項に則り恩給を給付せられるとともに、條約発効時機にさかのぼり支給せられるよう配慮せられたいとの請願。

第二〇九五号 昭和二十七年五月八日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

請願者 和歌山市木ノ本一、〇

三六 垣内八洲夫外四

百七十六名

紹介議員 徳川 頼貞君

この請願の趣旨は、第二〇四二号と同じである。

第二〇五一号 昭和二十七年五月一日受理

石川県金沢市に北陸通商産業局設置の請願

請願者 石川県議會議長 太田

孝三外十一名

紹介議員 竹中 七郎君

今回決定をみた北陸通商産業局は、適正なる地理的條件を具備している金沢市に設置せられたいとの請願。

第二〇五三三号 昭和二十七年五月二日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者 岡山県阿智郡野馳村

奥津治郎外十八名

紹介議員 加藤 武徳君

青壯年を国家にささげ老齢余すところ

幾ばくもない元軍人は多年にわたり恩給を停止され現在の生活状況は言語に絶するものがあるからこれ等元軍人の恩給を文官、教職員、警察官と同率に引上げ増額の上速かに復活せられたいとの請願。

第二〇六五号 昭和二十七年五月六日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者 佐賀市中ノ小路八一ノ

四五 高塚秀一

紹介議員 大隈 信幸君

この請願の趣旨は、第二〇五三三号と同じである。

第二〇九四号 昭和二十七年五月八日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者 東京都中野区水川町三

一 石丸志都磨

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二〇五三三号と同じである。

第二〇五五号 昭和二十七年五月六日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 大分県大野郡牧口村

人恩給復活期成連盟牧

口村支部内 小野平馬

外十二名

紹介議員 栗栖 越夫君

元軍関係公務員の恩給を、講和発効と同時に復活支給されたいとの請願。

第二〇七二号 昭和二十七年五月七日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 大分市中島五條一 安

部朗外千二百十五名

紹介議員 岩男 仁藏君

この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二〇九六号 昭和二十七年五月八日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 大分県大野郡牧口村

小野平馬外十三名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二〇六〇号 昭和二十七年五月六日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町四

ノ七六五 宮崎米

紹介議員 竹下 豊次君

元軍人は終戦時において恩給を停止され、以来年月の経過とともに生活の現実は窮乏の深刻さを加え、いかにともし難い実情であるから、講和條約発効を機に元軍人恩給を復活せられたいとの請願。

第二〇九三三号 昭和二十七年五月八日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 東京都中野区水川町三

一 原田二郎

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二〇六〇号と同じである。

第二〇七二号 昭和二十七年五月七日受理
都市庁設置に関する請願

請願者 神奈川県川崎市市長 金刺不二太郎一名

紹介議員 藤森 眞治君

終戦を契機として自動交通の急速な発達と最近ひん発する火災、天災は従来の都市形態に画期的な変革が要望され、戦災をこうむると否とに拘わらず新たな事態の前に都市計画の推進は今日ほど必要を痛感する時機はない時に当つて、政府今回の建設省都市局廃止は時代逆行もはなはだしい暴挙であるから、即時都市庁を設置して、都市輕視の非難を緩和せられたいとの請願。

第二二二二号 昭和二十七年五月八日受理

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中一部修正の請願

請願者 香川県綾歌郡松山村 松浦伊平外千四百三十一名

紹介議員 平井 太郎君

目下国会において審議中の恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中、恩給裁定済の者ならびに未裁定者中老令病弱等のため最低生活不能の者および遺族には臨時緊急措置として平和條約発効後すみやかに支給を開始する條項を加えられたいとの請願。

第一〇二八号 昭和二十七年四月二十八日受理

元軍人老齡者等の恩給復活に関する陳情

陳情者 名古屋市中区西新町二ノ六 野口圭一外百二十六名

元軍人に対する恩給は終戦と同時に停止されているが、大東亞戦争に關係のない六十才以上の老人は生活能力も弱いから、すみやかに恩給を復活せられたとの陳情。

第一〇三四号 昭和二十七年五月一日受理

元軍人遺族等の恩給復活に関する陳情

陳情者 宮城県仙台市東六番丁七〇 松山廉外四名

講和條約発効に伴う日本国の自主權回復を機に、恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止又は制限された軍人の遺族、傷い軍人及び老齡軍人に対する恩給を復活せられたいとの陳情。

第一〇四五号 昭和二十七年五月八日受理

元軍人軍屬等の恩給復活に関する陳情（八通）

陳情者 鹿児島県川内市隈之城町一、三七六 森田末吉外七十六名

憲法ならびに国家公務員法によつても元軍人軍屬およびその遺族は、一般公務員およびその遺族と比べて、不平等、不利益の地位に置かれる理由はないのに、元軍人、軍屬およびその遺族は国家から冷遇視され、その生活の窮状はその極に達しているから、平和條約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の條項に則り恩給を給付せられるとともに、條約発効時機

にさかのぼり支給せられるよう配慮せられたとの陳情。

第一〇四六号 昭和二十七年五月八日受理

元軍人軍屬等の恩給復活に関する陳情（三十二通）

陳情者 鹿児島県伊佐郡羽月村 堂崎 今村エノ外二百五十二名

この陳情の趣旨は、第一〇四五号と同じである。